

**空家を有効活用しませんか？**

町では定住促進と空家の有効活用を目的として、空家を「貸したい・売りたい」と希望される空家所有者等から提供された情報を「借りたい・買いたい」方に紹介する「空家バンク制度」を行っています。各種助成制度もありますので使っていない空家をお持ちの方はまずはご相談ください。

■問い合わせ

空家定住対策課

☎0820(74) 1033

**星野哲郎記念館を無料開放します**

周防大島町出身の作詞家、星野哲郎先生が作詞された歌を多くの方に知っていただきたいとの思いから、1月1日(月)、2日(火)、4日(木)の3日間(1月3日(水)は休館日)、星野哲郎記念館の入館料を無料といたします。これを機に、皆さまお誘いあわせの上ご来館ください。

■問い合わせ

商工観光課 公共施設管理班

☎0820(79) 1003

**新しい農地利用最適化推進委員さんが決まりました**

農地利用最適化推進委員に欠員が1人生じたため、安下庄地区で推薦および募集を行い、11月15日の農業委員会総会において同意を得て、新たに吉村忍さんが委嘱されました。委員の任期は令和8年7月19日までとなります。担当地区において農地利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)を推進します。

■問い合わせ

周防大島町農業委員会事務局(農林水産課内)

☎0820(79) 1002

**固定資産税(償却資産)の申告について**

●申告の必要な方  
商店・農業・漁業・サービ入業などの事業を営んでいる会社や個人の方  
※事業を廃止・休業された場合も申告は必要です。

■償却資産とは

事業用の機械・器具・備品等

■申告書について

以前から申告されている方

には、12月下旬に申告書を送付いたします。今回が初めてとなる方は、申告書を送付いたしますのでご連絡ください。

※課税標準の特例(船舶など)や課税免除の適用(旅館・製造業など)を受ける場合には別途書類が必要となります。ご不明な点や詳しい内容はお問い合わせください。

■注意点

・確定申告の減価償却とは別の申告となります。  
・国税申告書(確定申告)等の調査により修正申告をしていただく場合がありますのでご注意ください。

■申告期限

令和6年1月31日(水)

■提出先

税務課 課税第2班または各総合支所・出張所

■問い合わせ

税務課 課税第2班

■問い合わせ

☎0820(74) 1008



**認知症カフェが増えました**

認知症カフェとは、認知症の方やご家族・地域の方など誰もが参加できる場所です。コーヒーを飲みながら楽しい時間を過ごしたり、悩みを相談したり、必要な情報を得ることができま。

○**椋野地区「オレンジカフェ花の里ルル」**

今年度、次の2カ所の認知症カフェが仲間入りしました。

○**安下庄地区「カフェ・デ・アゲノシヨウエン」**

午後2時～4時

他にも、大島地区「オレンジカフェわたの花」、久賀地区「オレンジカフェ瀬戸の風」、東和地区「オレンジカフェなぎさ」を開催しています。気軽にお立ち寄りください。

■問い合わせ

地域包括支援センター

☎0820(73) 5506

**周防大島町人権教育推進大会**

講演

「知らない世界から考える「ちがい」とは? ~海外ボランティアや海外旅行の経験から~」

■日時 1月26日(金)

午後1時30分～3時30分

■場所 大島文化センター〈入場無料〉

■講師 小川真奈氏

(元山口県)IC Aデスク)

■問い合わせ

教育委員会 社会教育課

☎0820-78-2205

